

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

受付印

※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

※ 国富町に法人町民税の納付義務がある事業所については別に法人の変更届が必要となります。

平成 年 月 日 提出 国 富 町 長 殿	特別徴収義務者の所在地、名称、代表者名 〒 ⑩	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		担 当 部 署	
		担 当 者	
		電 話 番 号	

		変 更 年 月 日	平成 年 月 日
事 項	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
所在地			
フリガナ			
名 称			
電話番号			
備 考			

特別徴収新規届出書

国富町長 殿 平成 年 月 日 提出	給与支払者	所在地 (住所)	特別徴収義務者指定番号	
		名 称 (名前)		
			電 話 番 号	

※送付いたしました納税通知書に記載されている方以外に、平成25年度について貴事業所で特別徴収に変更される方の、氏名・住所・生年月日・開始月を記入してください。なお、年度途中での切替えの場合、普通徴収の納期限が経過していない税額のみの切替えとなります。
※国富町で特別徴収できるのは、平成25年1月1日現在本町に住所のある方だけです。

氏 名	[旧姓]			生 年 月 日	T・S・H 年 月 日		
住 所				普 徴 納 期	納 入 済 額	普 徴 納 期	納 入 済 額
				1 期	円	3 期	円
開 始 月	月分から開始	年 税 額		2 期	円	4 期	円
氏 名	[旧姓]			生 年 月 日	T・S・H 年 月 日		
住 所				普 徴 納 期	納 入 済 額	普 徴 納 期	納 入 済 額
				1 期	円	3 期	円
開 始 月	月分から開始	年 税 額		2 期	円	4 期	円
氏 名	[旧姓]			生 年 月 日	T・S・H 年 月 日		
住 所				普 徴 納 期	納 入 済 額	普 徴 納 期	納 入 済 額
				1 期	円	3 期	円
開 始 月	月分から開始	年 税 額		2 期	円	4 期	円
氏 名	[旧姓]			生 年 月 日	T・S・H 年 月 日		
住 所				普 徴 納 期	納 入 済 額	普 徴 納 期	納 入 済 額
				1 期	円	3 期	円
開 始 月	月分から開始	年 税 額		2 期	円	4 期	円

普通徴収納期限	
1 期	6 月 30 日
2 期	8 月 31 日
3 期	10 月 31 日
4 期	12 月 31 日

(受付印)	
現 年 度	新 年 度

(提出用) 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(町記入欄)

国 富 町 長 殿 提出 平成 年 月 日		給与支払者(特別徴収義務者)の所在地、名称、代表者名 〒			特別徴収義務者 指 定 番 号	注1		
		④			担 当 部 署			
					担 当 者			
					電 話 番 号			
給 与 所 得 者		特別徴収税額 (年 税 額)	徴 収 済 額	未徴収税額	異 動 年 月 日	異動事由	異動後の未徴収税額の 徴 収 方 法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額
氏 名	(旧姓)	円	月分(期)から	円	年	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長期欠勤 5 その他	1 特別徴収継続 2 一括徴収 未徴収税額(残額)は 注3 月分と合わせて 納入します 3 普通徴収(残額個人請求)	円
生年月日	昭和 平成 年 月 日	(a)	月分(期)まで	(a)-(b)	月 日	()		控除社会保険料額
住 所	注2		(b)					円

1. 退職の場合は「1月1日以降退職時までの給与支払額」の欄と「控除社会保険料額」の欄を必ず記入してください。(翌年の課税資料となります。)

2. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」を普通徴収とされる場合は、後日異動者ご本人へ残額分の納入書が発送されますので、その旨お伝えください。

※転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は記入してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	所 在 地	〒	注4 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するように連絡済です。	
	フリガナ		特別徴収義務者 指 定 番 号	
	名 称		担 当 部 署 担 当 者	注1 () - (内線)

※退職等により未徴収税額を最後の給与又は退職金より「一括徴収」をされる場合は記入してください。

一括 徴 収	一括徴収税額	円	理 由	1 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため
	異動者印	④	由	2 異動が平成 年12月31日以前で、申出があったため(月 日申出)

1. 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)

2. 退職の日が6月1日から12月31日までの間は異動者の申し出(同意)により一括徴収ができます。

注1. 「特別徴収義務者指定番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載してある指定番号を記入してください。

注2. 異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明の場合は勤務当時の住所を記入してください。

注3. 一括徴収税額(未徴収税額)を何月分と合わせて納入するのかを記入してください。

注4. 特別徴収事務がスムーズに行われるよう新しい勤務先へは前もって月割額と徴収開始月をご連絡ください。

(受付印)

現 年 度 新 年 度

記入例

(1) 退職により普通徴収に切り替える場合

(提出用) 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		(町記入欄)	
国富町長 殿 提出 平成25年 9月20日	給与支払者(特別徴収義務者)の所在地、名称、代表者名 〒880-1101 国富町大字本庄0000番地 0000株式会社 代表取締役 ハセ一郎	特別徴収義務者 指定番号 9002340 担当部署 総務課 人事係 担当者 本庄花子 電話番号 0985-75-3111 内線364	
給与所得者	特別徴収税額 (年税額) 円 120,000 (a)	徴収済額 6月分(1期)から 9月分(4期)まで (b) 40,000 円	未徴収税額 円 80,000 (a)-(b)
氏名 木脇太郎 (旧姓)	異動年月日 25年 9月 30日	異動事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ その他	異動後の未徴収税額の 徴収方法 1 特別徴収継続 2 一括徴収 未徴収税額(残額)は 注3 月分と合わせて 納入します ③ 普通徴収(残額個人請求)
生年月日 平成46年7月4日	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 2,700,000 円		控除社会保険料額 270,000 円
住所 国富町大字本庄0000番地			

別紙「特別徴収税額の
通知書」に記載してあ
ります「指定番号」を
記入してください。

この欄は翌年の課税資
料となりますので、必
ず記入してください。
支払額は総支給額です。

- 退職の場合は「1月1日以降退職時までの給与支払額」の欄と「控除社会保険料額」の欄を必ず記入してください。(翌年の課税資料となります。)
- 「異動後の未徴収税額の徴収方法」を普通徴収とされる場合は、後日異動者ご本人へ残額分の納入書が発送されますので、その旨お伝えください。

※転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は記入してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地 〒	注4 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分から徴収するように連絡済みです。
	フリガナ	特別徴収義務者 指定番号
	名称	担当部署 担当者 氏() - (内線)

6月以降、退職するま
での給与から徴収した
税額を記入してください。

※退職等により未徴収税額を最後の給与又は退職金より「一括徴収」をされる場合は記入してください。

一括徴収	一括徴収税額 円	理 由
	異動者印 ㊟	1 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため 2 異動が平成 年12月31日以前で、申出があったため(月 日申出)

- 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
- 退職の日が6月1日から12月31日までの間は異動者の申し出(同意)により一括徴収ができます。

- 注1. 「特別徴収義務者指定番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載してある指定番号を記入してください。
注2. 異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明の場合は勤務当時の住所を記入してください。
注3. 一括徴収税額(未徴収税額)を何月分と合わせて納入するのかを記入してください。
注4. 特別徴収事務がスムーズに行われるよう新しい勤務先へは前もって月割額と徴収開始月をご連絡ください。

(受付印)	
現年度	新年度

記入例

(2) 退職により未徴収税額を一括徴収する場合

(提出用) 給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		(町記入欄)	
国富町長 殿 提出 平成26年 3月20日		給与支払者(特別徴収義務者)の所在地、名称、代表者名 〒880-1101 国富町大字本庄0000番地 0000株式会社 ① 代表取締役 ハセ一郎		特別徴収義務者 指定番号 ① 9002340 担当部署 総務課 人事係 担当者 本庄花子 電話番号 0985-75-3111 内線364	
給与所得者	特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額	異動年月日	異動事由
氏名 木脇太郎 (旧姓)	円	6月分(1期)から	円	26年	① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ その他
生年月日 平成46年7月4日	120,000	2月分(9期)まで	30,000	3月	異動後の未徴収税額の 徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 未徴収税額(残額)は ③ 3 月分と合わせて 納入します ③ 普通徴収(残額納入請求)
住所 国富町大字本庄0000番地	(a)	(b) 90,000 円	(a)-(b)	3/日	1月1日以降 退職時までの 給与支払額 900,000 円 控除社会保険料額 90,000 円

別紙「特別徴収税額の
通知書」に記載してあ
ります「指定番号」を
記入してください。

この欄は翌年の課税資
料となりますので、必
ず記入してください。
支払額は総支給額です。

1. 退職の場合は「1月1日以降退職時までの給与支払額」の欄と「控除社会保険料額」の欄を必ず記入してください。(翌年の課税資料となります。)
2. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」を普通徴収とされる場合は、後日異動者ご本人へ残額分の納入書が発送されますので、その旨お伝えください。

※転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は記入してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地	〒	④ 新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分から徴収するように連絡済です。
	フリガナ		
	名称		
			特別徴収義務者 指定番号 担当部署 担当者 氏() - (内線)

未徴収税額(一括徴収
した税額)を何月分の
税額と合わせて納入す
るか、ということです。

※退職等により未徴収税額を最後の給与又は退職金より「一括徴収」をされる場合は記入してください。

一括徴収	一括徴収税額 30,000 円	理 ① 異動が平成26年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため
	異動者印 ← ②	由 2 異動が平成 _____ 年12月31日以前で、申出があったため(月 日 申出)

1. 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
2. 退職の日が6月1日から12月31日までの間は異動者の申し出(同意)により一括徴収ができます。

- 注1. 「特別徴収義務者指定番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載してある指定番号を記入してください。
- 注2. 異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明の場合は勤務当時の住所を記入してください。
- 注3. 一括徴収税額(未徴収税額)を何月分と合わせて納入するかを記入してください。
- 注4. 特別徴収事務がスムーズに行われるよう新しい勤務先へは前もって月割額と徴収開始月をご連絡ください。

(受付印)	
現年度	新年度

退職者の押印をお願い
いたします。

記入例

(3) 転勤・転職の場合

(提出用) 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書		(町記入欄)	
国富町長 殿 提出 平成25年 10月1日	給与支払者(特別徴収義務者)の所在地、名称、代表者名 〒880-1101 国富町大字本庄0000番地 0000株式会社 代表取締役 ハセ一郎	特別徴収義務者 指定番号 9002340 担当部署 総務課 人事係 担当者 本庄花子 電話番号 0985-75-3111 内線364	
給与所得者	特別徴収税額 (年税額) 円 120,000 (a)	徴収済額 6月分(1期)から 9月分(4期)まで (b) 40,000 円	未徴収税額 円 80,000 (a)-(b)
氏名 木脇太郎 (旧姓)	異動年月日 25年 9月 30日	異動事由 1 退職 2 転勤 3 休職 4 長期欠勤 5 その他	異動後の未徴収税額の 徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 未徴収税額(残額)は 注3 月分と合わせて 納入します ③ 普通徴収(残額個人請求)
生年月日 昭和46年7月4日			1月1日以降 退職時までの 給与支払額 円 2,700,000 控除社会保険料額 円 270,000
住所 国富町大字本庄0000番地			

別紙「特別徴収税額の
通知書」に記載してあ
ります「指定番号」を
記入してください。

特別徴収事務がスム
ーズに行われるように、
新しい勤務先へは前も
って税額をご連絡くだ
さい。なお、勤務先と
特別徴収義務者の所在
地・名称が異なる場合
がありますので、必ず
勤務先にご確認のうえ
ご記入ください。

1. 退職の場合は「1月1日以降退職時までの給与支払額」の欄と「控除社会保険料額」の欄を必ず記入してください。(翌年の課税資料となります。)
2. 「異動後の未徴収税額の徴収方法」を普通徴収とされる場合は、後日異動者ご本人へ残額分の納入書が発送されますので、その旨お伝えください。

※転勤等による新しい勤務先において「特別徴収継続」を希望される場合は記入してください。

特別徴収義務者 (新勤務先)	所在地 〒880-1106 国富町大字森永000番地	注4 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分から徴収するように連絡済です。
フリガナ		特別徴収義務者 指定番号 9002345
名称 有限会社0000		担当部署 人事課 向高春子 担当者 (0985) 75-9404 (内線365)

※退職等により未徴収税額を最後の給与又は退職金より「一括徴収」をされる場合は記入してください。

一括徴収	一括徴収税額 円	理 由
	異動者印	1 異動が平成 年1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため 2 異動が平成 年12月31日以前で、申出があったため(月 日申出)

1. 退職の日が1月1日から4月30日までの方については、一括徴収が義務付けられています。(地方税法第321条の5第2項)
2. 退職の日が6月1日から12月31日までの間は異動者の申し出(同意)により一括徴収ができます。

- 注1. 「特別徴収義務者指定番号」の欄には「特別徴収税額通知書」に記載してある指定番号を記入してください。
注2. 異動後の住所を記入してください。異動後の住所が不明の場合は勤務当時の住所を記入してください。
注3. 一括徴収税額(未徴収税額)を何月分と合わせて納入するのかを記入してください。
注4. 特別徴収事務がスムーズに行われるよう新しい勤務先へは前もって月割額と徴収開始月をご連絡ください。

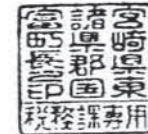
(受付印)	
現年度	新年度

新しい勤務先が国富町
の特別徴収義務者に指
定されている場合は、
指定番号の記入をお願
いいたします。

平成 年 月 日

郵便局長 殿

宮崎県東諸県郡国富町長 河野利美



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を国富町の町県民税（特別徴収）の払込みの取扱いをする郵便局に指定したので通知します。

- | | |
|------------|--------------------------|
| 1 承認番号 | 福振第161号 |
| 2 口座番号 | 01710-8-960346 |
| 3 加入者の名称 | 国富町 |
| 4 取りまとめ郵便局 | 福岡貯金事務センター（郵便番号812-8794） |

※ 九州管内以外の郵便局にて納入の場合には右の指定通知書に払込みの局名を記入して第一回の納入書とともに必ず払込みの郵便局へ提出して下さい。